

西部クラブバスケットボール連盟 帯同審判・スコアラー規定

- 1 目的
西部クラブバスケットボール連盟が開催する試合（リーグ戦・プレーオフ・入替戦）を滞りなく行うため審判・スコアラーの資格・運用等を定める。
- 2 帯同審判・スコアラーとして
帯同審判・スコアラーは日頃から知識、技術の向上のため、努力すること。その手助けとして審判部は適時指導を行う。ハーフタイムや試合終了後など積極的に反省や意見交換を行うこと。
- 3 資格の取得・登録
大会にチーム登録するためには、有資格の帯同審判と帯同スコアラー各1名以上（同一人物不可）を登録しなければならない。
 - 3.1 資格の取得
 - ① 資格を取得するためには、当連盟が行う講習会を受講し、筆記試験等の審査に合格しなければならない。
 - ② JBA公認審判員（D級以上）については、講習会及び筆記試験等の審査を免除し、審判とスコアラー両方の資格を有することができる。
 - 3.2 登録
 - ① 当連盟に帯同審判・スコアラーとして活動するためには、年度当初に予め登録しなければならない。JBA公認審判員（D級以上）も帯同審判として特定のチームに登録しなければならない。
 - ② JBA公認審判員（D級以上）であれば、年度途中でも所定の手続きで追加登録することができる。
 - ③ 1チームは
審判 3名
スコアラー 4名
を上限として、登録することができる。（個人の複数チームへの登録は不可・Gリーグは可）
 - 3.3 資格の継続・抹消
 - ① 審判は年間で2回の実績、スコアラーは1回の実績があれば、次年度にその資格は自動更新される。
 - ② JBA公認審判員（D級以上）は実績の有無を問わず、資格を継続して有することができる。
 - ③ 競技規則に大幅な変更がある時、審判講習会を実施するが、資格更新・新規登録をする審判は必ず出席しなければならない。但し、JBA公認審判員（D級以上）は各種別の講習会に出席していれば、当連盟の講習会を欠席してもよい。
 - ④ 当年度の活動実績があっても、著しく適性を欠く活動内容であると審判長が判断した時、その資格を抹消する場合がある。
- 4 運用
 - 4.1 審判・スコアラーの審査
審判試験は、JBAルールテスト用問題集より出題する。必要に応じて、講習会を実施する。スコアラー試験は、実際にスコアシートを完成させる問題とする。
 - 4.2 審判・スコアラーの依頼
 - 4.2.1 やむを得ない理由で有資格審判・スコアラーを出せない場合は、リーグHPIにある所定の手続きで依頼をする。所定の手続きをせず、自ら代替りの審判・スコアラーを探し、交代してはならない。（2チームでTOを行う場合、割当てないもう1つのチームとスコアラーを交代してもかまわない。）依頼は試合の1週間前の日曜日を期限とし、下表にある依頼料を試合当日の割当試合前までに支払う。また、無資格や未登録の審判・スコアラーを出した場合の罰則金についても以下に示す。

	1回目	2回目	3回目以降
1週間前の正式な依頼	10000円	10000円	20000円
期日を過ぎての依頼（当日含む）	20000円		
無資格・未登録審判による罰則金	30000円		

* 平成27年度より改訂
* 依頼回数は、1チームの審判、スコアラーを合わせた年度内累計とする。
* 一度申請した依頼はキャンセルできないこととする。
* 当日の試合中のケガで審判・スコアラーができなくなったときの依頼料は5000円とする。
* 年間を通して依頼回数が多く、審判・スコアラー割当の責務を十分に果たしていないとみなしたチームは、次年度の登録を認めない場合がある。
 - 4.2.2 上記依頼料の分配・運用
審判・スコアラー依頼があり、依頼料を徴収した時は、審判部でお願いした方に一律5000円を支払う。その差額は年度末までプールし、次年度の予算に積立金として繰り越しをする。（罰則金もプールする）積立金は、コート器具の購入や次年度の予算に計上する。
 - 4.3 試合日程表に担当審判・オフィシャルチームを指名する。審判・スコアラーともに必ず有資格者が担当すること。（試合開始の10分前にはコートに出て準備する）審判は日本バスケットボール協会認定のグレイシャツと黒ズボンを着用すること。主審と副審については、上級者が主審を行う。